

平成 24 年 度

税 制 改 正 提 言 事 項



社団法人 愛知県法人会連合会

愛知県下法人会

社団法人 愛知県法人会連合会	会長	木村 操
社団法人 名古屋中法人会	会長	岡谷篤一
社団法人 名古屋東法人会	会長	水野新平
社団法人 千種法人会	会長	本多清治
社団法人 名古屋北法人会	会長	野田純一
社団法人 名古屋西法人会	会長	種村 均
社団法人 名古屋中村法人会	会長	木村 操
社団法人 昭和法人会	会長	松下 雋
社団法人 熱田法人会	会長	佐伯 卓
社団法人 中川法人会	会長	林 謙治
社団法人 小牧法人会	会長	松尾隆徳
社団法人 瀬戸旭法人会	会長	杉山仁朗
社団法人 一宮法人会	会長	森 克彦
社団法人 津島法人会	会長	鈴木尚英
社団法人 半田法人会	会長	杉野正博
社団法人 刈谷法人会	会長	田村 脩
社団法人 西尾法人会	会長	山崎秀夫
社団法人 岡崎法人会	会長	大林市郎
社団法人 豊田法人会	会長	小澤 哲
社団法人 東三河法人会	会長	赤井知久
社団法人 新城法人会	会長	小笠原喜好

平成24年度税制改正提言事項

基本事項

総論

東日本大震災は、未曾有の被害をもたらした被災地以外の地域にも大きく影響が及び、日本の経済に重くのしかかっている。一刻も早い復旧・復興を望むものであるが、当面の復旧予算として4兆円の補正が組まれ、本格的復興予算は2次補正とされ、その規模は10兆円とも20兆円とも言われている。しかし、その事業の内容もその巨額な財源の手当てについても議論の深まりがない。広域に及んだ今回の大震災に対し、国家的視野に立った予算や立法を手当し、しっかりとその責任を果たすべきである。

我が国の経済は、世界の金融資本市場の危機を契機に急速に悪化した後、企業収益の改善は見られるものの自律的回復に至っておらず、雇用情勢の悪化、デフレによる需要低迷、為替市場の急激な変化などで厳しい財政状況となっている。

1億2千万人をピークに人口減少を迎えたわが国は、2050年には1億人を大きく下回ると予測されているが、それに伴い当然需要が減少し国内経済は縮小する。このところ続いている不景気は、人口減少を向かえた日本特有の現象でもある。それは発展途上国といわれる中国・インド等の経済成長を見ると容易に理解できるところである。

こうした日本の現状を回復させるには、公共投資を前提とした内需浮揚策だけでは解決にならず、また、赤字国債の発行による予算措置も、景気刺激にはなっておらずただ負債が残るだけで、その結果、国・地方の債務は近々1千兆円を超すであろうし、GDPも世界第2位から3位に後退し、一人当たりも16位である今、国家の財政破綻を防止し将来の少子高齢化に対応するため、持続的な経済成長と財政健全化の両立を図り、財政再建に向けての改革を着実に進めることと、歳出改革の取組を継続し、国・地方を含めた大胆な行政改革を進める必要がある。

税のオピニオンリーダーとして活動する法人会は、公平で、かつ透明で分かりやすく、納得できる税制度を望むのは当然とし、長期的展望にたった税

制度、消費税を財源とした大胆な税制度を確立することを要望するとともに、法人税・所得税・資産税については景気浮揚のための税制度を確立し、国民が等しく希望が持てる国になることを望むものである。

とりわけ、国際競争力の観点から、法人税の実効税率を欧米並みの水準（30%以下）に引き下げるとともに、企業を取り巻く環境がこれまでになく大きく変化している中、積極的に企業活動を展開していくためにも、税制面での支援措置を講ずる必要がある。

更には、納税者の利便の向上と課税の適正化を図るためには、納税者番号制度を早期に導入するとともに、税制が納税者にとって簡素で分かりやすいものとするため、租税特別措置法は基本的には廃止するものとし、特に必要とするものは本法に採り入れること。

また、社会保障制度についても、例えば、年金・健康保険制度等の一元化を考えるなど、抜本的な見直しが必要であるが、国民負担という観点では税制と表裏一体の関係にあり、税と社会保障費の負担割合を総合的に議論したうえで、国民が納得できるシステムを作らなければならない。

更に、地方への権限委譲と課税の自主権を移転することは必要であるが、その前に地方自治体は歳出構造の徹底した見直しを行い、財政の効率化と用途の明確化・透明化に努めるべきであり、安易な法定外目的税等の創設は厳に慎むべきである。

納税意識の向上と税知識の普及拡大を目的として活動してきた我々法人会は、上記のような基本姿勢のもとに、以下「各論」「個別事項」のとおり税制改正事項を提言する。

各 論（当面の改正提言）

第一 法人の税負担のあり方

企業活動がグローバル化し、企業が国を選ぶ時代となっている現状を踏まえ、国際競争力を強化し地域産業の空洞化対策の観点からも、中小企業支援税制の拡充が必要である。

なお、対象とする中小企業（資本金1億円以下）の定義については、税の公平・中立の観点から、実体の事業規模基準（例えば、従業員300人以下）等の要件の拡大等について見直すべきである。

1 中小企業活性化のための税制のあり方

①軽減税率所得金額の引き上げ

年間所得が800万円以下の金額に対し、21・22年度に限り18%の軽減税率が適用されているがこれを継続すること。

また、軽減税率の適用は昭和56年に定められたものであり、この間の物価上昇や企業の売上高、あるいは所得の増加などを考慮すると極めて不合理であり、少なくとも軽減税率適用所得金額を現行の倍額程度まで引き上げるべきである。

②同族会社の留保金課税の全面的廃止

平成19年度の改正により、資本金または出資の額が1億円以下の特定同族会社は留保金課税の適用除外とされたところであるが、資本金等にかかわらず、全ての同族会社にとって内部留保に対する課税は、経営基盤の強化と新規事業の展開、企業の活力再生を図ることを阻害するものであり全面廃止すべきである。

2 法人税の税率および課税ベース問題等

①法人税率の引き下げ

わが国の法人税率は、近年の改正によって欧米並みになったと言われているが、実効税率は40.7%と国際水準をみると10%以上も高い。

国別国際競争力ランキングは、一時は日本が1位だったが最近では27位であり、国際競争力を強化する観点から、経済状況、税負担水準や税体系全体のあり方、諸外国との税率のバランス等を踏まえて、実

効税率を30%以下に引き下げるべきである。

なお、引き下げに伴う課税ベースの拡大などは避けるべきである。

②配当所得の二重課税の廃止

わが国の税法では、株式の配当について若干の調整はしているものの、法人段階では法人税を課し、個人段階では所得税を課している。これはまさに二重課税であり不合理であるので、かかる矛盾を排除する観点からも即刻廃止すべきである。

③交際費の損金算入と寄附金非課税枠の緩和

交際費課税は、昭和29年に、企業の冗費抑制と法人の内部留保を高め自己資本の充実を目的に租税特別措置として創設され、その後、強い社会的批判に鑑み課税を維持するとして、2年又は3年の延長を繰り返し今に至っているが、当初、3年限りの臨時的措置として創設され、以来55年が経過してもはや政策的立法を超えているといえる。

交際費は、企業自体が不必要な支出を抑制している現状においては、課税される合理性がない。また、事業活動に必要なものは金額の多寡にかかわらず損金算入すべきであり、基準などにより形式的に判断すべきものではない。よって交際費の損金不算入制度は廃止すべきである。

また、寄附金については、控除の対象となる指定寄附金の条件が厳しすぎる等、社会貢献活動の要請に応えることができないのが実情である。したがって、寄付金の損金算入限度額の更なる拡充を図るべきである。

④減価償却制度の改善

機械及び装置の耐用年数について見直しをされたところであり、その評価については今後行って行くところであるが、当面以下の点について措置すべきである。

イ 税制の簡素化及び税負担の公平の観点から、取得価格30万円未満の少額減価償却資産は取得時に全額損金算入とし、一括償却資産の3年償却制度を廃止すべきである。

ロ 定期借地権を設定した借用地にかかる建物の耐用年数は、定期借地権契約期間の年数に合わせるよう改正すべきである。

ハ 電話加入権については、財産価値が著しく低下している点から、備忘価格 1 円を残し損金算入とすべきである。

⑤租税特別措置法の見直し

特定の政策目的で定められるのが租税特別措置法であるが、税のあるべき姿から考えれば基本税率を下げるのが筋である。しかしながら政府は、制度の内容が透明で分かりやすくと謳いながら、租税特別措置法の整理が進まない状況である。

政策目的を達したと思われる制度は速やかに廃止するとともに、廃止できないものは本法の中で整理し、措置法は真にやむを得ない事項に限定すべきである。

第二 個人の所得課税のあり方

個人所得課税については、先進諸外国に比較して課税最低限が高い水準となっており、受益と負担の関係に大きな歪みが生じている。したがって、課税最低限を下げるとともに、累進税率をフラット化し課税の公平を図るべきである。

また、地方への税源移譲の内容を十分勘案した上で、地方の基幹税である住民税は、原則的には応益負担で課税すべきであり中間所得層の税負担を軽減するためには税率構造の見直しを図るべきである。

1 諸控除等の課税ベース等

わが国の所得税制には、政策的配慮からさまざまな人的控除や特別控除が設けられている。この結果、課税ベースが浸食されて課税最低限が高くなりすぎ、税負担の公平化を阻害している。

このため、所得控除は基礎控除・扶養控除及び配偶者控除の引き上げその他の諸控除制度を整理簡素化すべきである。

また、諸控除の金額は、国・地方同額とすべきである。

2 少子化対策推進のための施策に対する課税

企業の努力による少子化対策等に係る、従業員個人が受ける金銭や経済的利益には、課税すべきではない。

第三 資産課税及び資産性所得課税のあり方

資産課税は、保有資産に課税して富の再配分を行うというものであるが、昨今では、保有コストに見合う運用益があがらないなど、経済環境が激変しており、また、高齢化が進展する中で労働対価を得ることが困難になり、過去に蓄積した資産を取り崩して生活を支えなければならなくなることも予測されるので、資産運用課税や資産保有課税には一層の配慮が必要である。

また、特に企業経営者にとって最大の関心事は事業承継税制であり、非上場株式の評価額を大幅に引き下げるなど、事業の継続・発展を円滑に実現できるような制度の確立が必要である。

なお、現状の山林の相続税評価額は、実勢価格に比べて高くなっており、林業経営者の足枷になっている。このため、固定資産税評価額を含め、山林に対する評価額を大幅に見直す必要がある。

1 相続税制

①相続税の見直し

相続税の課税の根拠は、富の均衡を図ること、所得税の補完税としての役割などであろうが、本人による財産形成も当然ある。一方、課税による滞納や、結果として富裕層に財産が流れる事実もあり、課税は決して効果的とは言えない。

以上の観点から、当面課税最低額を欧米までの水準に引き上げるとともに、居住財産の評価方法を大幅に見直すとともに、事業用資産は英国並みに100%軽減すべきである。

したがって、23年度改正案には反対するものである。

②山林等に対する特例制度の創設

環境保護が叫ばれる中、正常に機能する森林を維持管理することで、CO2等温室効果ガスの大幅な削減効果が見込まれる。このように健全な森林を増やすためには、後継者不足の林業家を育成保護する必要がある。農地等に対するものと同様、山林等についても特例を設けるべきである。

2 金融所得課税のあり方等

金融所得課税にかかる制度については、近年数次にわたる改正が行われたが、内容が複雑なために国民の混乱を招いているので、簡素でわかりやすく、安定的な制度に改めるべきである。

現在、金融所得への税率は原則20%となっているが、株式譲渡益や配当は、当面の優遇措置として10%となっているなど、例外が多くて複雑である。このことが投資を妨げる一因となっているため、金融所得の税率を最高でも10%程度に一本化し、投資の促進を図る必要がある。

なお、対象となる金融商品は、株式、投資信託、預貯金、公社債、貯蓄性のある保険など広範囲なものになるよう検討すべきである。

第四 消費税のあり方

税は、所得、資産、消費にバランスよく課税することが必要とされているが、我が国の場合、所得課税の比率が高く、消費課税の比率が低いのが現状である。今後少子・高齢化に伴う財政需要の増大などを考慮すれば、消費税について早急に見直しを行い、将来子供たちに禍根を残さない財政基盤を確立すべきである。しかし、この場合、安易に引き上げることなく、景気の動向に配慮することはもちろん、税率の段階的な引き上げなど、十分な配慮が必要である。

また、税率の引き上げに当たっては、先ず徹底した行財政改革を断行し、歳出の削減を図ること。

更には、社会福祉及び年金制度改革による社会保障制度の充実など、支出の道筋を明確にすべきである。

なお、引き上げに際しては、複数税率制やインボイスの導入は中小企業者に大きな負担となることから、控えるべきである。

第五 地方税のあり方

構造改革の重要な柱である地方分権を推進し、自主財源の確保により活力のある地域社会を実現していくことが求められている。

先に改正された資本金が1億円を超える法人に、法人事業税の外形標準課税が導入されたが、担税力の弱い中小法人への外形標準課税は、廃止の方向で見直すと同時に、地方自治体の歳出構造の徹底した見直しによる財

政の効率化が不可欠である。

1 固定資産税のあり方

地価の変動に対して、負担調整という名のもとに全国的にほとんどの地域で実質増税となっていることは、納税者として到底納得できないことである。

これは現在の評価額の算定方式に問題があるためで、評価額の見直し期間を短縮するとともに、土地、家屋、償却資産にかかる税率の見直し及び免税点の引き上げをすべきである。また、居住用と事業用については課税運用上の差をつけるべきである。

なお、都市計画が完了した都市並びに、ほぼ完了した地域における都市計画税は、実情にそぐわないので廃止すべきである。

2 地方の独自課税問題等

平成12年度から施行された地方分権一括法により、各地の自治体では法定外目的税創設の動きが広がっている。

国と地方の役割分担を見直すに当たり、国から地方への権限の移譲とともに、税源の移譲は必要不可欠であるが、それにはまず行財政改革を徹底して行い、税の統廃合や国税から地方税への移管等、国・地方を通じた税制の抜本的な改革が必要である。

行財政改革や市町村合併などによって行政の効率化に努めなければ、到底地域住民の納得と信頼は得られないと考える。

また、事業所税については固定資産税との二重課税の性格が強く、かつ課税主体が地域的に見て偏在しており、公平性にも欠ける。超過課税制度とあわせて即刻廃止すべきである。

第六 今後の財政政策のあり方

1 経済社会の構造変化・活性化への対応

政府は常に持続的な景気回復を軌道に乗せるべく、一層の構造改革を推進すべきである。

近年、中小企業の70%近くが赤字経営という異常な事態が続いているが、政府は需給ギャップによる深刻なデフレ状態を強く認識し、供給過大を招く過剰設備の解消とともに環境負荷の少ない設備への更新を

促す税制の確立など、中小企業の安定的経営を図るために、租税政策等を通じて、一層の支援を行うべきである。

2 行財政改革の推進と歳出のあり方

政府が決定した新成長戦略は、新しい需要を生み、雇用を創り、デフレ脱却と明示しているが、現時点では目に見えるものはない。

日本経済を再生し財政の健全化を実現するためには、安易に法人企業に負担を求める税制依存体質から脱却し、まずなによりも先になすべきは行財政改革の断行、すなわち行政経費の大幅な削減である。その中でも特に早急に着手すべきは、議員定数のさらなる削減、地方行政の効率化を図るための市町村の合併後の効果などによる、公的支出の大胆な縮減を実現すべきである。

3 社会保障を含めた国民負担のあり方

少子高齢化の進展にともう社会保障費の増大により、社会保障制度改革は緊急の課題であるが、雇用コストの増加はわが国企業の競争力低下を招くこととなる。経済・雇用との関係も含めて経済活動を維持できる持続可能な制度に向けて、租税負担と社会保障負担の一体的検討を進め国民のコンセンサスを得る必要がある。

4 国・地方のあり方等

小さな政府の実現という観点から、地方分権を推進すべきであると考えられるが、そのためには地方分権を担うにふさわしい行財政基盤の強化を図ることと、国の出先機関の廃止を含め二重行政の整理と、ただ単に人と財源を移すということでの解決は避けること。

税源の移譲を行う場合には、住民税も合わせた個人所得課税を見直し、真の所得課税の移譲をすべきと考える。

5 納税者番号制度

適正・公平な課税の実現、税務行政の効率化、電子商取引の普及による国境を越えた資金の移動の増加、さらには最近議論されている金融所得の一体課税などを考えれば、納税者番号制度導入の方向で真剣に検討すべき時期にきているが、その場合には住民基本台帳やe-Tax、社会保険の登録制度などの個人情報に関する他制度との関係を

総合的に検討し、プライバシーの保護や経済取引の影響などに慎重に留意して、早期に実施すべきである。

個別事項

法人税関係

【軽減税率適用所得金額】

軽減税率の対象所得金額は、昭和56年以来据え置かれており実情にそぐわないので、現行800万円を倍額程度に引き上げること。

【減価償却資産等】

平成13年4月1日以降廃止された特定情報通信機器の即時償却については、いまだ中小企業の合理化対策が促進されていないので再度実施すること。

また、景気刺激策の一環として、設備投資の需要を喚起する目的で機械、設備等を収容する建物についても特別償却の対象となるよう拡充すること。

さらに、機械本体とそれを制御するソフト部分を区分し、耐用年数に合理性を持たせること。

【資本的支出と修繕費】

資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、通達改正に関することになるが、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

- ①修理や改良に要した金額が100万円に満たない場合(現行60万円)
- ②修理や改良に要した金額が、前期末取得価額の20%相当額以下である場合(現行10%)

【役員給与】

中小企業においては、近年の経済情勢から1年を通しての安定した経営は望めなく、中でも役員給与が経営に大きく影響していくが、例えば、事前確定届け出給与は、利益の減少や資金繰りの悪化等で届け出金額の支給が不可能となった場合全額損金不算入となり、定期同額給与も同様、期中の変更は条件が厳しいといったことで、経営実態に沿った制度とはなっていない。中小企業は実質判定も容易であるし、過大役員給与の損金不算入の法的措置もあることから、利益連動給与を同族会社にも認めるなど、好不況を受けやすい中小企業については、役員給与についての外形的基準を外すなど柔軟な措置に改正すること。

【賞与引当金、退職給与引当金】

企業は、就業規則等で賞与の支給、退職金の給付を定めている場合は、従業員に対し法定債務を負っており、企業会計上は引当金計上を要求しているが、税法はそれを損金算入することを認めていない。その結果、特に退職給付金の積立てが行われず、実体として簿外債務となっている。そのことから、期間損益と税負担の平準化の上からも引当金として損金算入を認めること。

【帳簿・書類の保存】

現在帳簿・書類等は7年間の整理保存が義務付けられているが、取引量の拡大に伴い保存すべき帳簿・書類は膨大な量となるので、請求書・納品書等の電子保存化、さらには帳簿類の保存期間について短縮を図ること。

また、電子保存の金額基準（3万円）を撤廃すること。

【電子申告控除の推進】

電子申告・納税制度は、手続きの煩雑さや費用がかかる点が普及を妨げている現状にあり、普及促進に向けて手続きの簡素化と計算の自動化を図ること。

また、インセンティブも必要であり、現行所得税5千円の税額控除を3万円程度に引き上げるとともに、法人税関係についても制度の推進を図ること。

なお、控除は1年限りでなく、恒久的適用に改めること。

【教育訓練費の税額控除】

平成20年度税制改正で中小企業に限定されたが、従前の制度に戻すべきである。また、簡素な控除制度とすべきである。

【移転価格税制】

移転価格を独立企業間価格に引き直すことは一般的には困難であり、利益配分法によることとなるが、この場合主観が入りがちである点から、主観の入らない算定基準を望む。

【耐震補強等に係る工事を実施した場合の法人税額の特別控除】

東日本大震災では部品調達等が困難となり、企業の生産活動に大きな影響を及ぼしたことからも、早急な大規模地震対策が求められるが、建物等の構

造物に対する耐震補強工事を実施した場合は、法人税額の特別控除制度を設けるべきである。

所得税関係

【譲渡所得課税】

土地・建物にかかる譲渡所得課税については、流動化促進の観点からも 税率の一層の引き下げを行い、土地建物の譲渡損失について、他の所得との通算、繰越を認める制度に改めること。

また、土地・建物の概算取得費は10%に引き上げること。譲渡所得の計算上、相続税の取得費加算については、申告期限から5年に拡大すること。

【年金受給者の課税の簡素化】

公的年金・個人年金の受給額によっては確定申告が必要となり、高齢者の負担が増加している。年金のみの受給者については源泉徴収で課税の手続きが終了する等簡素化を図るべきである。

【非居住者等に対する源泉所得税】

我が国は、非居住者等の使用料等に対する源泉課税は使用地主義を採っているが、租税条約締結国の多くは債務者主義を採っていることから、所得税法161条1項7号は廃止すべきである。

相続税関係

【贈与税の基礎控除額の引き上げ】

資産承継の際の目減りを防ぎ、経済活動の活性化に資するため、贈与税の基礎控除額を大幅に引き上げること。

【取引相場のない株式の評価】

取引相場のない株式の評価に当たっては、退職金要支給額を債務に含めるほか、類似業種比準価額方式の斟酌率を、中会社についても50%に引き下げること。

また、非上場株式の評価は全て配当還元方式によるものとし、事業継承者に限り通常の評価額の50%とすること。

【事業承継税制】

地域経済の活性化や雇用は、我が国の企業の90%を超える中小企業の存在にある。それらの企業の事業承継に関して、相続税及び贈与税の納税猶予制度があるものの本格的な事業承継税制と言えるものではない。その上その納税猶予制度に関しても、事前の手続き、そして猶予を開始しても煩雑な手続きを長期間反復継続しなくてはならず、中小企業にとっては厳しい要件となっている。更に5年間は雇用の8割以上を維持しなくてはならないとなっている。この不安定な経済情勢の中これほど厳しい要件はなく、これによってこの法律の適用者はごく一部に限られ、法律が存在するだけのものとなっている。日本の経済の発展には円滑な事業承継が最も重要な要素であり、これらの要件を見直すべきである。

【相続財産評価通達の法制化】

公平性の観点からも通達行政を廃止すべきであり、さしあたって相続財産評価通達は、法律に改めること。

【申告・納付期限の延長】

相続税の申告・納付期限を相続の日から1年以内に延長すること。

【相続税の生命保険金等の非課税限度額の引き上げ】

相続税の生命保険金及び退職金の非課税限度額（500万円）を1,000万円に引き上げること。

間接税関係

【消費税の届出書の提出期限】

消費税の各種届出書の届出内容は、現行の提出期限までに判断を適切に行うことは困難な場合が多いので、消費税の前年度の確定申告書の提出期限まで延長すること。

【消費税の申告期限】

法人税で確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている場合には、消費

税についても同様、提出期限の延長の特例扱いとすること。

【印紙税】

印紙税については、インターネット等による電子商取引の一般化により、経済取引のペーパーレス化が進展するなか、その運用については大企業等と中小企業・個人事業者等との格差が大きく、紙を媒体とする文書のみ課税する印紙税は公平性と合理性に欠けるものであり直ちに廃止すること。

【登録免許税の非課税】

中小企業が、資金借入れの際に行う抵当権設定登記に課される登録免許税は非課税とすること。

地方税関係

【個人住民税】

現行の税率は、国際的に見ても高く、アメリカやドイツ並に最高税率を6～7%に引き下げること。

また、特別徴収義務者の事務簡素化を図るため、納付先が複数の市区町村に渡る場合は、当該事業所を所轄する市区町村に明細書を添付することにより、一括納付できるようにすること。

なお、所得控除額は所得税の控除額と同額に改めること。

【法人県民税の利子割還付】

コスト低減の観点から、均等割との相殺を申告書上で行えるよう改めること。

【不動産取得税の課税標準】

不動産取得税の課税標準となる固定資産評価基準は、一般納税者に積算根拠が示されず透明性に欠けていることから、評価基準を示し納税者に申告させることに改めること。

【法人企業の国税と地方税の申告書の一本化】

国・地方別々の様式で行われている申告を、申告様式の統一化と、窓口の

一本化を図り簡便化すること。

【事業所税の廃止】

事業所税の課税団体は、地方自治法第252条第1項に定める都市のほか、人口30万人以上の政令で指定する都市に該当する課税団体に課税権が生ずるため、事業所の所在する場所によって課税の有無が異なり、更に、地方公共団体の合併によって、従来課税されなかった事業所が、課税となる場合もあり、非常に不公平であるので廃止すること。